



平成20年度第2回全国「介護サービス 情報の公表」制度担当者会議資料

平成20年11月4日

厚生労働省老健局振興課

目 次

1 施行状況について	1
2 制度の適正な運用等について	1
3 平成21年度の調査方法等について	6
4 国庫補助事業について	12
5 今後のスケジュール等について	12
6 参考資料	16

※会議資料の内容については、現時点での予定であり、今後変更があり得る。

(目次①)

1 施行状況について

- 介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、1昨年4月に施行され約2年7ヶ月が経過したところであるが、全国の施行状況についてのアンケート調査の結果（本年7月1日現在）を別添のとおり取りまとめたので、情報提供する（参考資料2）。

2 制度の適正な運用等について

- 各都道府県（指定情報公表センター、指定調査機関を含む。）におかれては、情報公表制度の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、介護保険制度の基本理念（利用者本位・高齢者の自立支援・利用者による選択（自己決定））の実現を支援する情報公表制度の重要性をご理解いただき、引き続き情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて、法令及び国の技術的助言を踏まえながら、以下の事項に留意の上、都道府県ごとの主体的な判断のもとに引き続き、適正な運用をお願いしたい。

(1) 事業運営の透明性の確保について

- 情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の情報公表制度に対する理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、一昨年より累次要請してきているところである。
- 引き続き、各都道府県等のホームページ等を活用して、より分かりやすい形で積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応をお願いしたい。

(2) 手数料の適切な検証、見直し(手数料設定の創意工夫等)について

- 手数料水準の妥当性等については、情報公表制度の施行以来、依然として介護事業者等からの疑義、意見等が多く寄せられているところであり、国会や社会保障審議会介護保険部会等の場においても、手数料水準の高さや、手数料の設定方法等について議論の俎上にのぼっているところである。

- 現在の全国的な施行状況を見ると、
 - ① 当初2日程度と推定していた調査に必要な日数、時間等が、1日以内で実施されていること、
 - ② 当初想定していた事業所からの紙媒体による報告が、平成20年度からWEB化を導入したこと等から、公表センターにおけるパンチ入力等の入力経費が抑えられていること、など、事務の効率化が当初の予想以上に早く進んでおり、情報公表制度の施行時の手数料算定時の考え方が実態に見合わない状況になっていると考えられる。

- 今般、ご報告いただいた平成20年7月16日時点の手数料設定の状況を見ると、前年度と比べて、減額改定の県が約7割という状況であり、多くの都道府県で見直しに向けた取組が行われていることは承知しているものの、一方で約3割の県が変更無しという状況であり、また、都道府県間における手数料の金額の幅は約1.6倍、約2万3千円と大きな開きがある状況である(参考資料3)。

- 以上のような現状や事務の効率化等を踏まえ、例えば同一所在地における複数の事業所を同日に調査する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定(参考資料4)するなど、その妥当性等について介護事業者等の理解が得られる手数料の水準及び設定方法となるよう、必要な条例の見直し等について、引き続き、適確に対応するようお願いする。

- また、平成21年度に情報公表制度の見直しを行うこととしているので、見直しを踏まえた的確な対応をお願いする(資料6ページ～、参考資料1)。

(3) 普及啓発等について

ア 利用者等（情報の活用主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、利用者による利用者のニーズにあったより適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する制度であり、当然、利用者等に活用される制度として定着させることが何より重要である。
- 現在の情報公表サイトのアクセス状況を見ると、都道府県間で大きな差がある状況であり、アクセスの低調な県も散見されるところである（参考資料5）。
- このため、各都道府県においては、今後とも引き続き、被保険者のいる世帯、管内市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、普及啓発イベント、県の広報誌での紹介等、さまざまな手法で広く情報公表制度の活用についての普及啓発を行っていただきたい。

イ 介護事業者（情報の公表主体）に対する積極的な取組

- 情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。
- 今後とも引き続き、事業者向け説明会等、さまざまな手法で介護事業者や管内の事業者団体等に対する制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての丁寧な説明を行い、理解、協力が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組んでいただきたい。

ウ 国としての取組

- 情報公表制度の普及啓発に当たっては、国としても、介護サービス情報公表支援センターと協力し、パンフレット等の作成支援等を行っているところであるが、今後とも、政府公報の実施等、必要な取組を積極的に行っていく予定である。

〔参考：平成20年度政府公報の予定〕

名称：政府広報オンライン 暮らしに役立つ動画（フラッシュコンテンツ）

HPアドレス：<http://www.gov-online.go.jp/useful/flash/index.html>

HPへの掲載時期：11月上旬（予定）

エ 利用者の情報活用の利便性の向上について

- 情報の公表に当たっては、例えば県のホームページのトップページから利用者が情報公表画面にできるだけ容易に接続が可能となるような工夫をするなど、利用者の公表情報の入手に当たっての利便性の向上に向けて、今後とも引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

(4) 相談、苦情等の対応について

- 情報公表制度の円滑な実施に当たって、被調査事業所、公表情報の利用者等からの相談、苦情等について、引き続き、情報公表制度の趣旨目的や具体的内容の丁寧な説明が重要であると考えている。
- 相談、苦情等の対応に当たっては、相談、苦情等を的確に受け止め、対応者による差が生じることなく適切な説明、解決等が図られるよう、対応記録の整備や関係者間での必要な対応情報の共有等を適切に実施願いたい。
- なお、毎月、支援センターにご報告をいただいている相談、苦情等の取りまとめ情報については、実施状況を把握する上で重要な基礎資料であることから、引き続き、ご報告いただくようお願いしたい。

(5) 適切な調査事務等の実施について

ア 事実確認のための調査の徹底等について

- 情報公表制度の調査の趣旨・目的は、介護事業者が公表しようとする介護サービス情報のうち、利用者が自ら当該情報の事実を確認することが困難な情報について、利用者保護の観点から都道府県知事又は指定調査機関が、当該情報の根拠となる事実の有無を確認することであり、その際、調査結果の均質性の確保等の観点から、調査員はその確認材料についての良し悪しの評価や指導改善等を行わないこととしている。

- しかしながら、一部、調査に当たり、被調査事業所の取組内容に対する良し悪しの評価や指導とも受け取れる調査に対する意見等が未だ聞かれることから、都道府県におかれても調査員の均質性の重要性について、あらためて留意願うとともに、指定調査機関、調査員に対する情報公表制度の調査の趣旨の徹底及び継続的な指導をお願いしたい。
- また、情報公表制度における調査等の際に、調査員の調査外の行為（例：自社の紹介等）や、調査員が唐突に当該公表に係る報告・調査を拒否した場合における指定取消等の話をするなど、介護事業者にとって情報公表制度に対する不信感にもつながりかねない事例があるといった声も聞かれることから、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないように、指定調査機関等の動向に留意しつつ、指定調査機関等に対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

イ 的確な報告の受理について

- 本年度から導入した事業所報告・調査結果報告のWEB化により、介護事業者からの報告内容の記入漏れ等に対応できるよう改善が図られたところであるが、情報公表制度の信頼を損ねることがないように、公表センターにおかれても、報告の受理に当たっては、引き続き、適確に報告内容を確認し受理するようお願いしたい。

(6) 情報公表事務に関する計画策定の留意点について

- 各都道府県においては、情報公表事務計画の策定に当たっては、今後とも利用者や介護事業者の意見を把握しながら、介護事業者が不公平感を抱いたりすること等のないよう、実情に応じて工夫願いたい。
- また、平成21年度においても、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、計画の基準日前の一年間において、事業者が以下の各区分内において、各区分のいずれのサービスについても介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超えない場合を除き、報告の対象となる予定であるので留意願いたい。

3 平成21年度の調査方法等について

(1) 平成21年度の報告・調査・公表の基本的な考え方

- 平成21年度についても、本年度と同様、平成19年度迄に施行した12サービス（主たるサービス）と同類型の予防サービス、地域密着型サービス（以下「予防サービス等」という）を一体的に実施している事業所の報告・調査については、事業所の事務的負担・経費的負担等に考慮する必要があること等から、主たるサービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを同時に報告・調査することとし、またその調査確認については、原則主たるサービスについてのみとする効率的な報告・調査を行うことを予定している。

(2) 平成21年度調査方法等の見直しについて【参考資料1】

- 制度施行後3年目を迎えた現在の施行状況等も総合的に勘案し、運用面での平成21年度の見直し策として、本年度までの調査方法を一部見直し、調査の効率化を行うこととしたものであり、具体的には、次の2点を予定しているので了知されたい。

①訪問調査体制の効率化

- 調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、規則上は調査員1名以上とし、弾力的に対応するものとする（介護保険法施行規則等の改正予定）。

《訪問調査員の構成について》

- 調査事務の具体的な実施方法については、課長通知において、調査事務の円滑な実施のため、当面は調査員2名のうち1名を調査対象サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましい旨示してきたところであるが、調査員1名の場合にあっても、今後とも、円滑な調査が行われるよう、調査員の調査対象サービスに対する基礎的な知識の習熟度を踏まえた調査員の派遣に留意するとともに、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をお願いしたい。

②調査方法の簡素化

→ マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降は、特段の事情が無い限り、あらためて現物の確認までは行わないものとする（課長通知の改正予定）。

○ 概要については、以下のとおり。

(3) 調査実務の例〔調査実務の流れの概要（一般的に考えられるフローチャート例）〕

【アンダーライン（二重線）は従来と異なる点】

① 各都道府県知事による調査計画の策定等

- 調査対象事業所の確定
- 調査対象事業所毎の調査月の確定
 - ※ 平成19年度迄に施行している12サービス（主たるサービス）と同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の同一報告・同一調査
- 担当調査員又は担当指定調査機関（以下、「担当指定調査機関等」という。）への調査対象事業所の割振り
- 調査日程等の確定（担当指定調査機関等は、調査対象事業所との間で具体的な調査日程等を確定）

② 調査票の配布等

- 各都道府県知事又は指定情報公表セクター（以下、「公表セクター等」という。）から調査対象事業所へ介護サービス情報の記入帳票（「基本情報調査票」及び「調査情報調査票」）を配布
 - ※ 平成19年度迄に施行している12サービス（主たるサービス）と同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の同一報告・同一調査
- 調査日の案内

(参考) 一体的な報告・調査を行う調査票の種類(予定)

- 様式① 訪問介護+介護予防訪問介護+夜間対応型訪問介護
- 様式② 訪問入浴介護+介護予防訪問入浴介護
- 様式③ 訪問看護+介護予防訪問看護+療養通所介護
- 様式④ 訪問リハビリテーション+介護予防訪問リハビリテーション
- 様式⑤ 通所介護+認知症対応型通所介護+介護予防通所介護+
介護予防認知症対応型通所介護+療養通所介護
- 様式⑥ 通所リハビリテーション+介護予防通所リハビリテーション+療養通所介護
- 様式⑦ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)+特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)+地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)+介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)+介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)
- 様式⑧ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)+特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)+地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)+介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)+介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)
- 様式⑨ 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)+特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)+地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)+介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)+介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)
- 様式⑩ 福祉用具貸与+特定福祉用具販売+介護予防福祉用具貸与+特定介護予防福祉用具販売
- 様式⑪ 小規模多機能型居宅介護+介護予防小規模多機能型居宅介護
- 様式⑫ 認知症対応型共同生活介護+介護予防認知症対応型共同生活介護
- 様式⑬ 居宅介護支援
- 様式⑭ 介護老人福祉施設+短期入所生活介護+介護予防短期入所生活介護+地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 様式⑮ 介護老人保健施設+短期入所療養介護(介護老人保健施設)+介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
- 様式⑯ 介護療養型医療施設+短期入所療養介護(介護療養型医療施設)+介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)

(注1) アンダーライン(二重線)部分が平成21年度追加予定サービスである。

(注2) 介護予防支援については、モデル事業の実施県等から、実質的に担当圏域での利用に限定されているため、情報公表制度に馴染まないとの御意見があったこと等を踏まえ、その取扱については、有識者等による情報公表制度の委員会で引き続き検討を行っていく予定である。

③ 調査票の記入及び報告（WEB入力・提出）等

- ▶ 調査対象事業所は、配布された「基本情報調査票」、「調査情報調査票」を記入し、介護サービス情報を公表窓口等に報告（WEB入力・提出）。

※報告に当たっての留意事項

- ・ 各項目について、原則主たるサービスについて回答することとする。

《基本情報》

- ・ 本体・予防サービス等にかかる共通項目は1回の入力（記載）で可能となるような構成

《調査情報》

- ・ 各項目について、原則主たるサービスについて回答

④ 担当指定調査機関等への介護サービス情報の通知（調査票の検索・出力）

- ▶ 公表窓口等から調査対象事業所より受理した介護サービス情報（記入帳票「基本情報調査表」及び「調査情報調査票」）が通知（配布）される（調査票の検索・出力）。

⑤ 事業所把握及び調査票の確認等（事前準備）

- ▶ 介護サービス情報（「基本情報調査票」、「調査情報調査票」）により、調査対象事業所の状況の把握及び調査票の内容確認。

⑥ 事業所訪問調査の実施（1名以上1組、原則1日以内）

※調査に当たっての留意事項

（共通項目）

- ・ 調査時における材料の確認は、原則主たるサービスにおける材料の確認（1件で足りる）によることとする。

（予防単独項目）

- ・ 当該予防サービス等特有項目にかかる材料により確認（1件で足りる）する。

（調査方法の簡素化）

→ マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、調査の初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降の調査では、特段の事情が無い限り、あらかじめ現物の確認までは行わないものとする。

⑦ 調査結果の同意

- 調査対象事業所に対して調査結果を報告し、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて同意を得る。

⑧ 調査結果の報告（WEB入力）

- 調査員は、調査終了後、調査結果を速やかに公表窓口等または指定調査機関に対して報告
- 指定調査機関は、調査員からの報告後、速やかに、調査結果を公表窓口等に対して報告

(4) 平成21年度の対象事業所について

- 現在、著しく小規模な事業所に対する負担軽減として、介護保険法施行規則において、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画の基準日前の1年間に提供を行った介護サービス等に係る居宅介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（以下「支払実績」という）が100万円以下である事業所に対して報告の義務を免除（事業所の任意による公表を除く）しているところであるが、本規定は以下のとおりの従来とおりの取扱いとする予定である。
- 主たるサービスが報告の対象（年間の支払実績が100万円超）となっている場合 → 予防サービス等にかかる年間の支払実績の如何を問わず、報告の対象
- 予防サービス等の単独事業所 → 主たるサービス単体事業所と同様、年間の支払実績が100万円を超える場合に報告の対象
- 主たるサービスが報告の対象を免除（年間の支払実績が100万円以下）されているものの、当該サービスと併せて指定を受けている予防サービス等にかかる年間の支払実績が100万円を超えている事業所 → 当該予防サービス等だけでなく主たるサービスも報告の対象

(5) 平成21年度の公表画面の取扱いについて

- 公表については、従来どおり、利用者の視点にたった公表画面の見やすさに配慮し、主たるサービスと予防サービス等の一体的な報告・調査を実施した場合においても、基本的に公表画面をサービス毎に分離して表示する予定で考えている。

(6) サービスが追加されることに伴う平成21年度の手数料設定について

- 手数料については、平成20年度から実施している主たるサービスと予防サービス等について一体的な報告・調査を実施する場合、単独事業所の調査等にかかる人件費や手間と同等であり、新たな手間はかからないと思料されることから、従来どおり、予防サービス等にかかる手数料は現行の本体サービスにおける手数料の中に一体的に含まれると解釈することが可能であると考えられ、21年度にサービスが追加されることが手数料を引き上げる要因にはならないと考えている。
- また、公表事務についても、事業所より一体的に報告を受けた情報は、公表システムに登録する際も一体的に取込むことができ、公表画面には自動的にサービス毎に表示されるシステムであるため、公表センターにおける事務負担やシステム関係の経費の増加要因とはならないことにご留意願いたい。

4 国庫補助事業について

(1) 「介護サービスの情報の公表」制度支援事業について【参考資料6】

- 本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、介護サービス情報の公表に係る調査及び公表に必要な経費を国庫補助するものであり、来年度においても継続する方針で概算要求を行っているところである。
- 事業の実施主体については、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとしているところである。
- また、国庫補助対象事業については、本来の事業運営費のほか、通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置等に必要な費用に充当するなど、特に必要とされる事業も広く対象としており、本年度も所要の予算枠を確保していることから、実情に応じて積極的に活用願いたい。
- なお、追加協議も相談に応じることとしているので、適宜相談願いたい。

5 今後のスケジュール等について

(1) 今後のスケジュール【参考資料7】

- 情報公表制度については、介護保険法第115条の29第1項の規定を踏まえた介護保険法施行規則第140条の29において、制度の対象となるサービスを年々追加施行してきたところである。
- 平成21年度については、早期全面施行を図る観点から、今年度モデル調査事業を実施した小規模多機能型居宅介護等の各サービスを追加施行することを現時点では予定しているので了知されたい。

- なお、介護予防支援については、モデル事業の実施県等から、実質的に担当圏域での利用に限定されているため、情報公表制度に馴染まないとの御意見があったこと等を踏まえ、その取扱いについては、有識者等による情報公表制度の委員会で引き続き検討を行っていく予定であるので御留意願いたい。
- 当該追加施行に係る省令の公布及び改正通知の発出を平成21年3月に予定している。また、施行については平成21年4月1日を予定しているところである。
- 各都道府県においては、介護保険法施行令第37条の2第1項に定める報告に関する計画の策定、調査員の養成等制度の円滑な施行に向けて、適確に準備願いたい。

(参考：平成21年度追加施行予定サービス(15サービス))

- ① 療養通所介護
- ② 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)
- ③ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)
- ④ 特定施設入所者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)
- ⑤ 特定施設入所者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)
- ⑥ 夜間対応型訪問介護
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護
- ⑧ 認知症対応型共同生活介護
- ⑨ 地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)
- ⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)
- ⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)
- ⑫ 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)
- ⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)
- ⑭ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑮ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(注) 介護予防支援については、モデル事業の実施県等から、実質的に担当圏域での利用に限定されているため、情報公表制度に馴染まないとの御意見があったこと等を踏まえ、その取扱いについては、有識者等による情報公表制度の委員会で引き続き検討を行っていく予定である。

(2) 外部評価制度との関係について

- 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定で現在調整中である。
- 具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目について、昨年度、情報公表項目の原案を策定したところであり、本年度のモデル調査事業における実施結果等を踏まえ所要の調整を図り、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。
- また、外部評価制度の項目は、情報公表項目の原案の検討結果等を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等について、外部評価制度の項目とするなど、所要の調整を行うこととしている。
- 先月7日に開催された認知症・虐待防止対策主管課長会議で示されたとおり、外部評価制度においては、両制度の調査負担の軽減方策として、①「情報提供票」の見直し、②「自己評価項目」及び「外部評価項目」の見直しが検討されている。
さらに、事業者に過剰な事務負担、調査負担が生じないように、調査方法の効率化、具体的には、情報公表制度の調査機関と外部評価制度の評価機関が共通の場合、できる限り、同一日に両制度の調査を行うことが望ましい等負担の軽減方策をあわせて検討しているところである。
- 何れにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理が終わったものから適宜、お知らせすることとしているので、了知願いたい。

(3) 「公表情報中央分析システム（データ集計システム）」に係る円滑なデータ提供について

- 全国の介護サービス事業所の介護サービス情報を集積・分析する「公表情報中央分析システム（データ集計システム）」については、平成17年度来、「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会等における協議のもとに、各都道府県、各情報公表センターのご理解とご協力を得ながら支援センターとの接続等の準備等が進められ、現在に至っているところである。
- 本システムは、介護サービス情報の公表制度の適正かつ円滑な運営に資するよう、公表情報間の相関関係の検証や統計的な分析等を行って、利用者が本当に使いやすい適切な公表項目の見直しにつなげていく等を目的としている重要なシステムであるので、本システムの趣旨・目的をご理解いただき、データ提供等について、円滑に進められるよう、改めてご理解とご協力のほどお願いいたします。
- なお、報告に当たっては、その内容に不備がないこと等に留意の上、ご報告願いたい。

6 参考資料

平成21年度・介護サービス情報の公表制度の見直しについて

(情報公表制度における事業者の事務負担、経済的負担の軽減策)

1 平成21年度実施予定の見直し

○ 以下の見直しにより、引き続き、情報公表制度における事業者の事務負担、経済的負担の軽減等を図る。

(1) 訪問調査体制の効率化

→ 調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、規則上は調査員1名以上とし、弾力的に対応するものとする。

(2) 調査方法の簡素化

→ マニュアルや規程の単純な有無の確認を行う「確認のための材料」の面接調査については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降は、特段の事情が無い限り、あらためて現物の確認までは行わないものとする。

(3) 同一所在地で複数サービスを提供している事業所の手数料軽減

→ 同一所在地で複数の事業所を運営する事業者について、同日に調査を実施する場合の手数料については、旅費の重複分を勘案し低く設定する等の創意工夫した手数料設定方法の普及

(4) 公表システムの見直し〔21'実施分〕 ※詳細検討中

2 手数料ガイドラインの改正予定について

○ 平成21年度実施予定の制度見直しに伴い、手数料ガイドライン（「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料について〔課長通知（平成 18.3.31 老振発 033102）〕等の所要の改正を行う予定。

【手数料ガイドラインの改正部分（案）】

《事項》	《現行》	《改正後（案）》
・ 調査実施体制	2名	→ 2名記述を削除する。
・ 調査に必要な時間数、日数等	—	→ 調査方法の簡素化に伴う事務負担軽減の留意に関して追加記載する。
・ 同一所在地で複数の事業所を同日調査する場合の留意点	—	→ 旅費の重複分を勘案し低く設定する等の手数料設定に関して追加記載する。

介護サービス情報の公表制度施行状況等 アンケート調査結果(平成20年7月1日現在)

1 指定情報公表センターの指定状況

指定情報公表センター	指定情報公表センター数	法人格の割合	公正・中立性確保のための委員会設置等を行っている指定情報公表センター数		
			数	割合	
都道府県直営	5	11%	0	0%	
社会福祉法人	社会福祉協議会	29	62%	20	69%
	その他の社会福祉法人	0	0%	0	0%
財団法人	4	9%	0	0%	
社団法人	2	4%	2	100%	
特定非営利活動法人	1	2%	1	100%	
公法人(国保連)	6	13%	0	0%	
合計	47	100%	23	49%	

都道府県が指定情報公表センターとして指定する法人については、都道府県社会福祉協議会が過半数の29か所(62%)となっている。

次いで国保連合会が6か所(13%)、都道府県直営が5か所(11%)となっている。

都道府県社会福祉協議会のうち20か所(69%)、社団法人2か所(100%)、NPO法人1か所(100%)に、事務の公正・中立性を確保するための委員会等を設置している。

2 指定調査機関の指定状況

指定調査機関	指定調査機関数	法人格の割合	
都道府県直営	0	0%	
社会福祉法人	社会福祉協議会	36	13%
	その他の社会福祉法人	5	2%
財団法人	12	4%	
社団法人	23	8%	
特定非営利活動法人	102	37%	
国保連	2	1%	
有限会社	37	13%	
株式会社	55	20%	
その他	5	2%	
合計	277	100%	

都道府県が指定調査機関として指定する法人については、NPO法人が102か所(37%)と1番多く、次いで株式会社が55か所(20%)、有限会社が37か所(13%)、都道府県社会福祉協議会が36か所(13%)と続いている。

3 調査員の確保状況

調査員数	9,070人
------	--------

4 対象事業所数 (概数)

サービス名	平成20年度 対象事業所数
訪問介護	23,665
訪問入浴介護	2,117
訪問看護	6,535
訪問リハビリテーション	1,971
通所介護	21,347
認知症対応型通所介護	2,811
通所リハビリテーション	6,430
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	2,023
特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	294
福祉用具貸与	6,004
特定福祉用具販売	5,721
居宅介護支援	27,775
介護老人福祉施設	5,955
短期入所生活介護	6,856
介護老人保健施設	3,491
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	3,270
介護療養型医療施設	2,019
短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	1,569
小計	129,853

サービス名	平成20年度 対象事業所数
介護予防訪問介護	22,680
介護予防訪問入浴介護	1,755
介護予防訪問看護	6,161
介護予防訪問リハビリテーション	1,859
介護予防通所介護	20,189
介護予防認知症対応型通所介護	2,546
介護予防通所リハビリテーション	6,124
介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	1,939
地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	52
介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	269
地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	12
介護予防福祉用具貸与	5,762
特定介護予防福祉用具販売	5,614
介護予防短期入所生活介護	6,293
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	124
介護予防短期入所生活介護(介護老人保健施設)	3,097
介護予防短期入所生活介護(介護療養型医療施設)	1,388
小計	85,864
合計	215,717

本制度の対象事業所数の総数は、215,717か所であり、居宅介護支援が27,775か所と1番多く、訪問介護が23,665か所、介護予防訪問介護が22,680か所と続いている。

5 報告・調査・情報公表計画の内容

計画の基準日	都道府県数	割合
平成20年1月1日	26	57%
平成20年2月1日	1	2%
平成20年3月1日	1	2%
平成20年4月1日	18	39%
平成20年5月9日	1	2%
合計	46	100%

報告計画(都道府県数)		調査計画(都道府県数)		情報公表計画(都道府県数)	
開始	終了	開始	終了	開始	終了
20年4月	16	20年4月	11	20年4月	12
5月	7	5月	3	5月	2
6月	8	6月	5	6月	3
7月	12	7月	12	7月	3
8月	3	8月	9	8月	11
9月		9月	6	9月	9
10月		10月	1	10月	6
11月		11月		11月	1
12月	2	12月		12月	
21年1月	8	21年1月	1	21年1月	
2月	5	2月	9	2月	
3月	27	3月	33	3月	32
4月	3	4月	1	4月	9
5月		5月	3	5月	2
6月	2	6月		6月	4

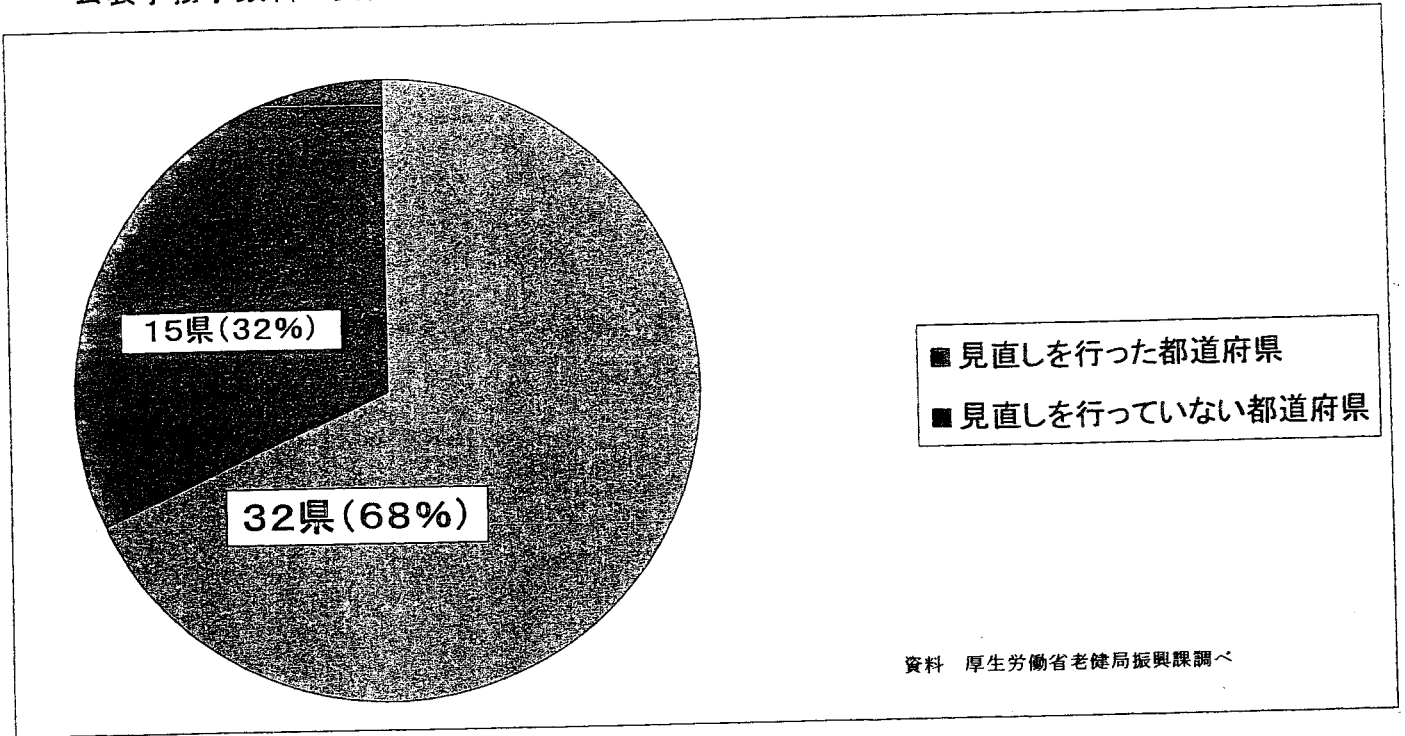
都道府県知事が毎年定める報告に関する計画の開始月は4月が16か所と1番多く、7月が12か所、6月が8か所と続いている。終了月は3月が27か所と1番多く、1月が8か所、2月が5か所と続いている。

都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画の開始月は7月が12か所、4月が11か所と続いている。終了月は3月が33か所と1番多く、2月が9か所と続いている。

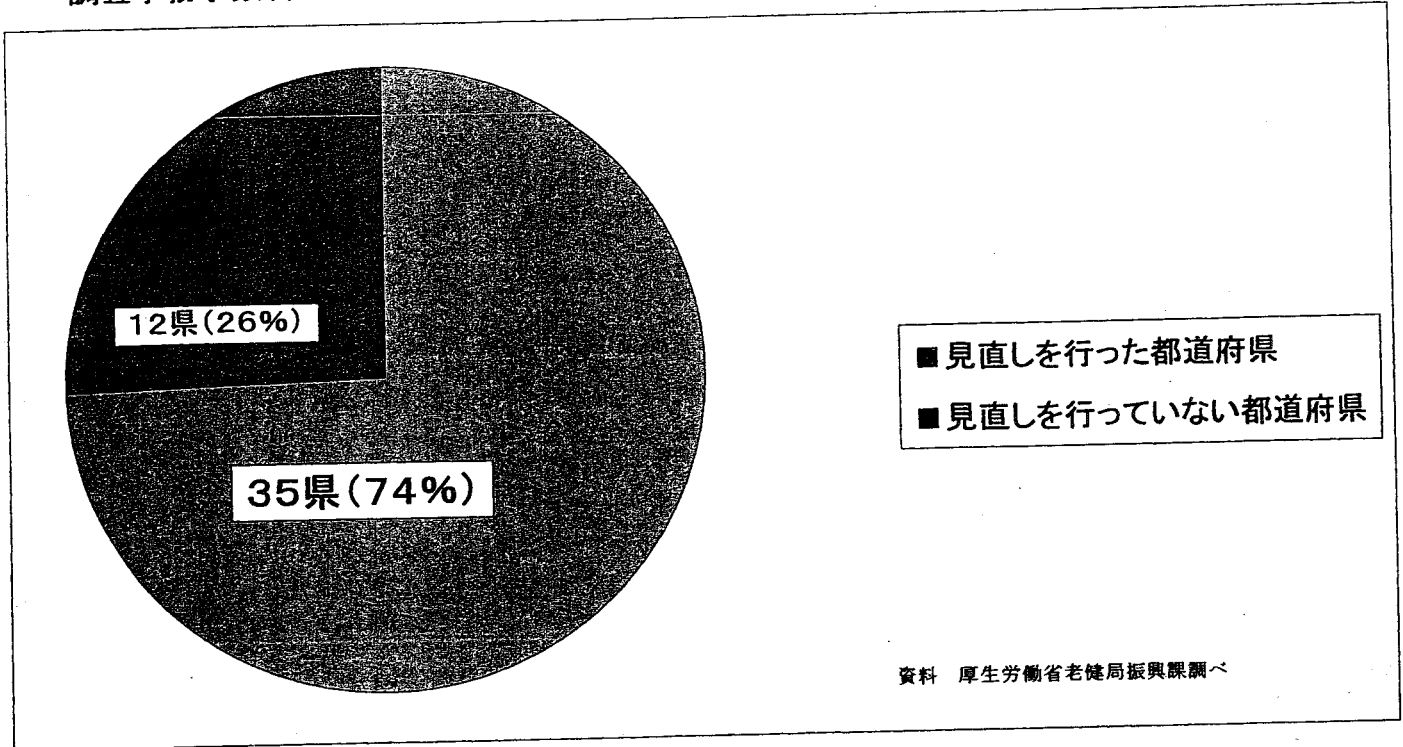
都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画の開始月は4月が12か所と1番多く、8月が11か所、9月が9か所と続いている。終了月は3月が32か所と1番多く、翌年度4月が9か所と続いている。

1 手数料の見直し状況 (平成20年7月16日現在)

公表事務手数料の見直し状況



調査事務手数料の見直し状況



2 手数料の設定状況

	平成19年度	平成20年度以降(予定)
全サービス共通に調査事務手数料を設定している都道府県数	35	22
居宅系・施設系の2区分で調査事務手数料を設定している都道府県数		8
サービスグループ別に調査事務手数料を設定している都道府県数		17
サービス別に調査事務手数料を設定している都道府県数	12	0

3 平成20年度における情報公表手数料設定の状況

平成20年7月16日現在
(円)

都道府県名	公表事務手数料		調査事務手数料		合計手数料額	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
全国平均	12,800	10,674	41,234	33,685	54,034	44,359
北海道	14,100	10,200	41,533	35,300	55,633	45,500
青森県	15,000	12,000	44,000	33,000	59,000	45,000
岩手県	13,800	12,000	45,200	37,300	59,000	49,300
宮城県	12,000	10,000	38,000	32,344	50,000	42,344
秋田県	13,900	10,000	44,433	32,192	58,333	42,192
山形県	12,000	10,000	37,000	30,188	49,000	40,188
福島県	12,000	11,000	38,000	32,333	50,000	43,333
茨城県	10,000	10,000	40,000	33,600	50,000	43,600
栃木県	12,500	12,500	37,500	37,500	50,000	50,000
群馬県	11,000	9,000	36,000	32,438	47,000	41,438
埼玉県	11,500	8,900	40,917	29,588	52,417	38,488
千葉県	9,300	8,800	40,000	27,833	49,300	36,633
東京都	11,400	10,400	45,350	30,300	56,750	40,700
神奈川県	9,700	8,000	42,858	32,038	52,558	40,038
新潟県	10,500	10,500	37,400	33,472	47,900	43,972
富山県	14,000	11,000	36,000	28,656	50,000	39,656
石川県	14,000	11,000	36,000	29,625	50,000	40,625
福井県	13,000	11,000	36,000	28,281	49,000	39,281
山梨県	15,000	13,000	42,000	31,000	57,000	44,000
長野県	14,000	12,000	36,300	31,163	50,300	43,163
岐阜県	11,000	8,000	36,000	30,000	47,000	38,000
静岡県	10,000	8,000	43,000	32,188	53,000	40,188
愛知県	10,000	8,200	45,500	31,500	55,500	39,700
三重県	15,500	10,900	30,100	26,700	45,600	37,600
滋賀県	12,000	11,000	38,167	31,292	50,167	42,292
京都府	11,000	11,000	36,000	36,000	47,000	47,000
大阪府	15,000	8,000	46,600	35,000	61,600	43,000
兵庫県	10,000	10,000	39,000	39,000	49,000	49,000
奈良県	12,000	11,000	40,000	31,500	52,000	42,500
和歌山県	12,000	9,500	40,000	29,109	52,000	38,609
鳥取県	9,500	9,500	45,000	36,388	54,500	45,888
島根県	15,000	15,000	45,000	45,000	60,000	60,000
岡山県	17,000	14,000	40,000	40,000	57,000	54,000
広島県	15,000	15,000	36,800	36,800	51,800	51,800
山口県	14,000	12,000	46,000	40,000	60,000	52,000
徳島県	11,000	11,000	46,000	36,000	57,000	47,000
香川県	10,800	10,800	33,200	33,200	44,000	44,000
愛媛県	15,800	11,000	46,000	41,000	61,800	52,000
高知県	14,500	14,500	37,000	37,000	51,500	51,500
福岡県	12,000	9,000	48,000	31,000	60,000	40,000
佐賀県	15,000	9,000	46,000	27,875	61,000	36,875
長崎県	12,500	10,000	47,500	36,000	60,000	46,000
熊本県	14,000	10,000	45,000	35,000	59,000	45,000
大分県	14,000	10,000	45,000	35,000	59,000	45,000
宮崎県	15,000	10,000	45,833	34,833	60,833	44,833
鹿児島県	14,500	12,000	51,825	37,647	66,325	49,647
沖縄県	14,800	12,000	45,000	40,000	59,800	52,000

※ サービス別に手数料を設定している場合は、その単純平均額を表記している。

※ 高知県については平成21年度に変更予定。(現時点では詳細不明) 22

7 手数料の改正

手数料を見直し、居宅系サービスと施設系サービスに区分したほか、併設事業所に対する減額を組み込んだ手数料体系となります。

- (1) サービスの種別については、「居宅系」と「施設系」の2種類に区分して設定します。
- (2) 所在地を同じくし、又は所在地が隣接する事業所(注1)を2以上有する介護サービス事業者について、2件以上の事業所の調査を実施する場合の調査手数料は、1組の調査員が1日に調査可能な件数の範囲内において、2件目からは3,000円を減じる(注2)ものとしします。

(3) 改正手数料額

※別表A～Mの調査票グループごとに1件となります。

ア 調査手数料

サービス	H19 手数料	改定後手数料(H20.4.1～)	
		単独事業所 (1件目)	併設事業所 (2件目から)
居宅系サービス (別表における○のサービス)	36,300円	31,700円 (△4,600円)	28,700円 (△7,600円)
施設系サービス (別表における●のサービス)	36,300円	35,400円 (△900円)	32,400円 (△3,900円)

イ 公表手数料 (H19 14,000円)

12,000円 (△2,000円)

※新規指定事業所(平成20年4月1日以降指定のもの)の平成20年度の手数料は、この公表手数料のみとなります。

ウ 手数料合計額

サービス	H19 手数料	改定後手数料(H20.4.1～)	
		単独事業所 (1件目)	併設事業所 (2件目から)
居宅系サービス (別表における○のサービス)	50,300円	43,700円 (△6,600円)	40,700円 (△9,600円)
施設系サービス (別表における●のサービス)	50,300円	47,400円 (△2,900円)	44,400円 (△5,900円)

<具体例>

- ・介護老人福祉施設に訪問介護、介護予防訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、居宅介護支援の各事業所を併設しており、全て調査対象事業所である場合

<調査1日目>

介護老人福祉施設	1件目(施設系)	35,400円 + 12,000円
訪問介護事業所及び介護予防訪問介護事業所	2件目(居宅系)	28,700円 + 12,000円
通所介護事業所及び介護予防通所介護事業所	3件目(居宅系)	28,700円 + 12,000円
小 計		92,800円 + 36,000円

<調査2日目>

通所リハビリテーション事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所	1件目(居宅系)	31,700円 + 12,000円
居宅介護支援事業所	2件目(居宅系)	28,700円 + 12,000円
小 計		60,400円 + 24,000円
合 計	(総 額)	213,200円

別表

調査票グループ及び居宅系・施設系サービス区分一覧表

○: 居宅系サービス
●: 施設系サービス

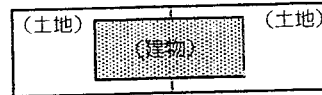
調査票グループ	19年度	20年度	区分
A	1 訪問介護	訪問介護	○
	2	介護予防訪問介護	
B	3 訪問入浴介護	訪問入浴介護	○
	4	介護予防訪問入浴介護	
C	5 訪問看護	訪問看護	○
	6	介護予防訪問看護	
D	7 訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	○
	8	介護予防訪問リハビリテーション	
E	9 福祉用具貸与	福祉用具貸与	○
	10	特定福祉用具販売	
	11	介護予防福祉用具貸与	
	12	特定介護予防福祉用具販売	
F	13 通所介護	通所介護	○
	14	認知症対応型通所介護	
	15	介護予防通所介護	
	16	介護予防認知症対応型通所介護	
G	17 通所リハビリテーション	通所リハビリテーション	○
	18	介護予防通所リハビリテーション	
H	19 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	●
	20	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
	21	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
I	22 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	●
	23	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
	24	介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
J	25 介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	●
	26	短期入所生活介護	
	27	介護予防短期入所生活介護	
	28	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
K	29 介護老人保健施設	介護老人保健施設	●
	30	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
	31	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
L	32 介護療養型医療施設	介護療養型医療施設	●
	33	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	
	34	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	
M	35 居宅介護支援	居宅介護支援	○

(21年度追加予定)

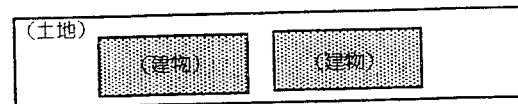
- 小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護
- 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防支援

(注1) 「所在地を同じくし、又は所在地が隣接する事業所」とは、同一法人（個人）が、複数事業所を運営する場合において、それぞれの事業所が、次の a～c のケースのような場合が考えられます。

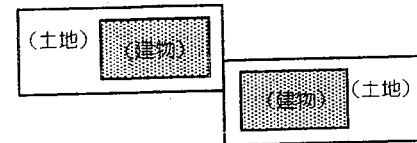
a 同一建物にある場合
(敷地の地番が別れている場合を含む。)



b 同一敷地内にある建物にある場合



c 隣接されている土地に建物が分かれており、それぞれに事業所があるが、一体的に管理業務を行っても支障がないと指定基準上認められる程度の範囲内にある場合



なお、運営する法人（個人）が異なる場合は対象外となります。

(注2) 旅費相当分を手数料から除くという趣旨であるので、2人1組の調査員が1日に調査を実施できる範囲の調査件数(=1件目も含めて原則3件まで)に限定します。具体的には、1日に調査件数が4件以上になる場合は、担当調査機関及び県が可能と判断した場合のみ認めるものとします。

また、3件であっても、そのうち1件の調査が事業所の都合で別の日となった場合等は、その1件は単独事業所（1件目）の手数料額となります。

情報公表センタートップ画面アクセス数(平成20年7月分)

	平成20年7月 (A)	公表対象 事業所数 (B)	公表対象事業所数当たり のアクセス数(7月分) (A/B)
北海道	6,489	4,371	1.48
青森県	2,240	2,083	1.08
岩手県	1,622	1,274	1.27
宮城県	5,427	1,793	3.03
秋田県	2,019	1,098	1.84
山形県	2,323	1,125	2.06
福島県	3,180	1,927	1.65
茨城県	3,732	2,170	1.72
栃木県	2,692	1,581	1.70
群馬県	3,486	1,838	1.90
埼玉県	5,463	4,215	1.30
千葉県	13,675	5,233	2.61
東京都	27,779	9,114	3.05
神奈川県	36,654	5,400	6.79
新潟県	2,691	2,064	1.30
富山県	1,914	968	1.98
石川県	1,393	971	1.43
福井県	1,643	785	2.09
山梨県	3,014	833	3.62
長野県	2,386	2,149	1.11
岐阜県	2,083	1,680	1.24
静岡県	4,075	2,995	1.36
愛知県	6,707	4,415	1.52
三重県	1,997	1,788	1.12
滋賀県	1,392	1,143	1.22
京都府	2,818	2,012	1.40
大阪府	52,819	8,464	6.24
兵庫県	6,437	4,778	1.35
奈良県	2,410	1,415	1.70
和歌山県	2,705	1,424	1.90
鳥取県	2,777	717	3.87
島根県	1,573	950	1.66
岡山県	3,083	2,160	1.43
広島県	5,205	2,908	1.79
山口県	2,886	3,138	0.92
徳島県	2,520	1,219	2.07
香川県	1,912	1,094	1.75
愛媛県	2,711	1,665	1.63
高知県	1,073	828	1.30
福岡県	5,760	4,953	1.16
佐賀県	1,463	886	1.65
長崎県	4,608	1,702	2.71
熊本県	2,018	2,158	0.94
大分県	2,842	1,422	2.00
宮崎県	1,631	2,075	0.79
鹿児島県	2,284	2,032	1.12
沖縄県	3,162	1,158	2.73
計	260,773	112,171	2.32

※公表対象事業所数は19年7月調査結果による。

介護サービス情報の公表制度支援事業

平成21年度概算要求額

133,716千円

創設年度	平成18年度
補助根拠	予算補助
補助率 (負担割合)	都道府県分 国1/2、都道府県1/2

1 目的

介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する介護サービス情報の公表制度について、各都道府県における円滑な実施を支援するとともに、全国の見地から、将来に渡り、安定的かつ継続的に制度運営を支援する。

2 事業内容

(1) 介護サービス情報の公表制度支援事業

下記に係る事業のうち、各都道府県における制度の円滑な導入に資する費用の一部を補助する。

- ① 普及・啓発等
- ② 都道府県共通介護サービス情報公表システム（システム改修分）の導入
- ③ 介護サービス情報の公表に係る調査及び公表

3 実施主体 都道府県

【参考】今後のスケジュールについて（予定）

	事 項	内容、スケジュール等
厚生労働省	厚生労働省令改正 (サービスの追加)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目(案)の骨格については平成20年中に固めることを目途とする。 ・ 平成21年3月公布
	その他の技術的助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正施行通知（平成21年3月発出）
	制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜実施

	事 項	内容、スケジュール等
都道府県	調査員（指導者）養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加サービスの調査員指導者の養成（平成21年3月～） ・ 追加サービスの調査員養成研修（平成21年3月～） ・ 調査員の登録（平成21年4月）
	公表システム整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加サービス分のシステム導入（平成21年4月～）
	制度の普及・啓発 (利用者・事業者団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時実施

		事 項	内容、スケジュール等
介護サービス情報公表支援センター	項目作成等 20' 作成の各サービス		・ 検討部会等の開催（平成20年10月～平成21年2月） 20' 作成の各サービス（平成20年10月～11月）
	公表システム	都道府県分	・ 追加サービス分の開発 （平成20年11月～平成21年3月末）
		中央分	・ 開発・導入の実施（平成20年11月～平成21年3月末）
	調査員養成研修教材		・ 教材作成（平成20年12月～平成21年3月）
	調査員指導者養成		・ 養成研修の開催（平成21年3月）
	制度の普及・啓発支援 （利用者・事業者団体等）		・ 適時実施

政府広報オンライン
掲載動画
(フラッシュコンテンツ)

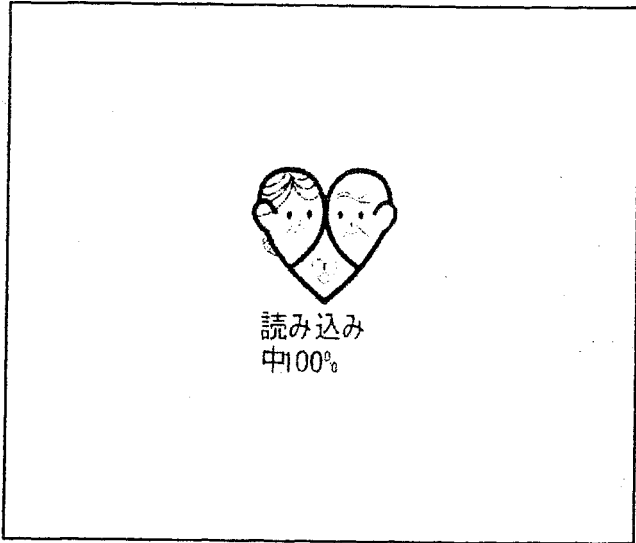
介護サービス情報の公表
制度

11月掲載予定

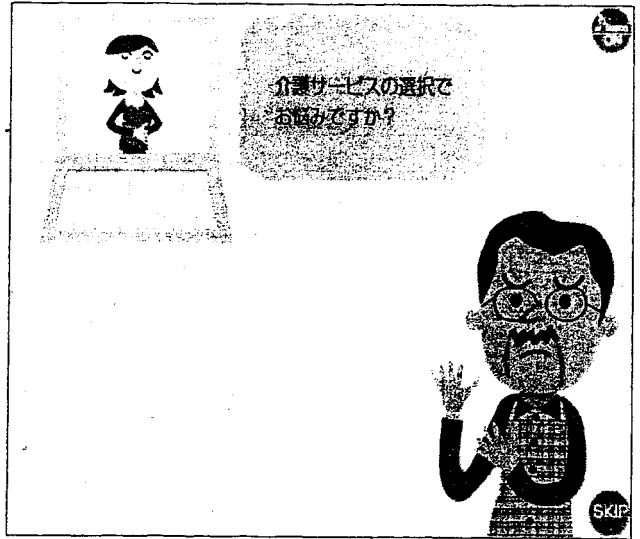
<http://www.gov-online.go.jp/useful/flash/index.html>

1. TOPページ (オープニングトーク)

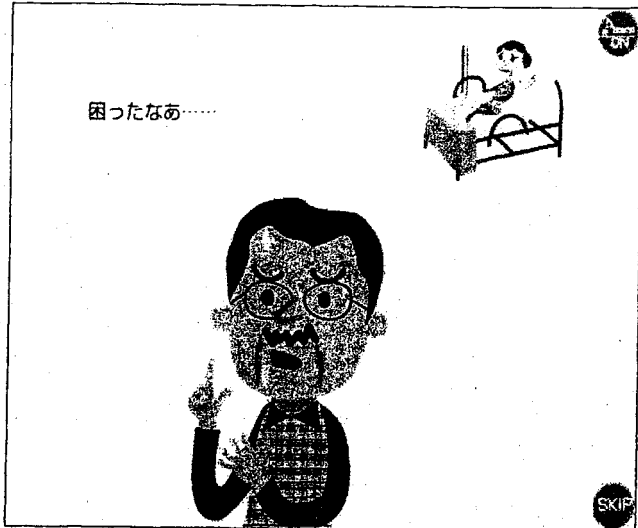
1



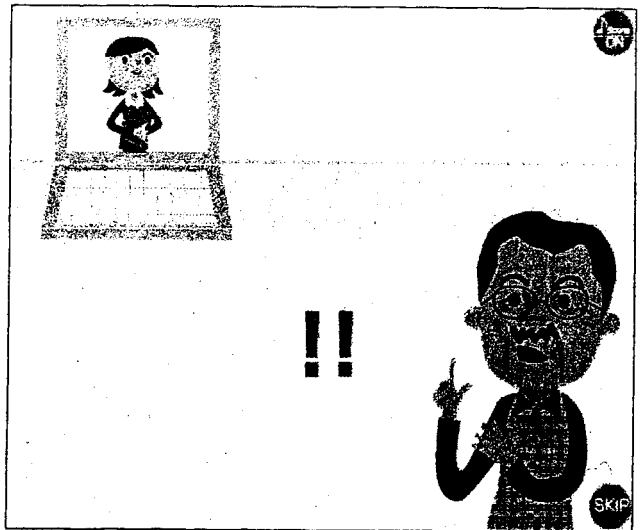
4



2



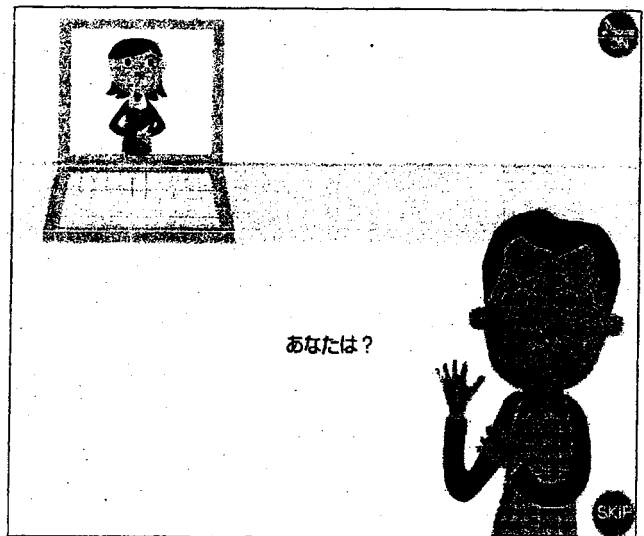
5



3

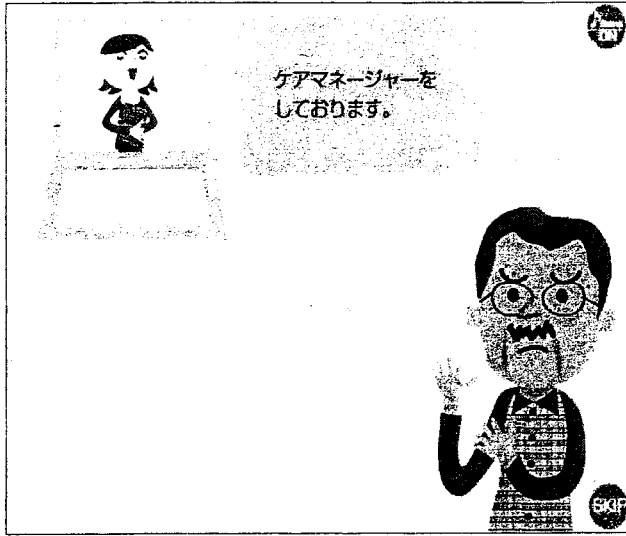


6



1. TOPページ (オープニングトーク)

7



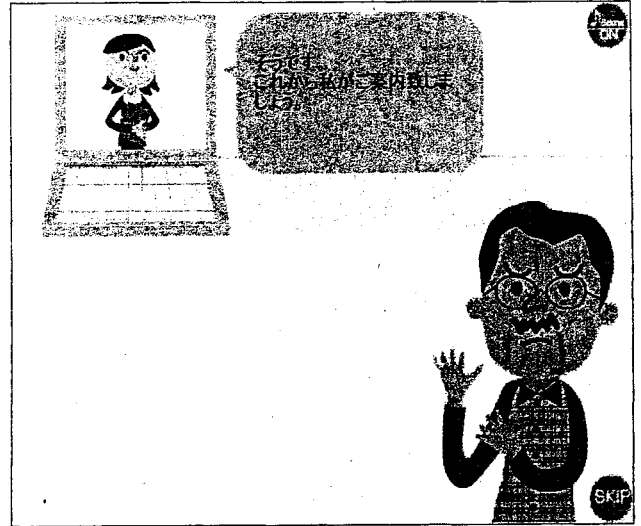
10



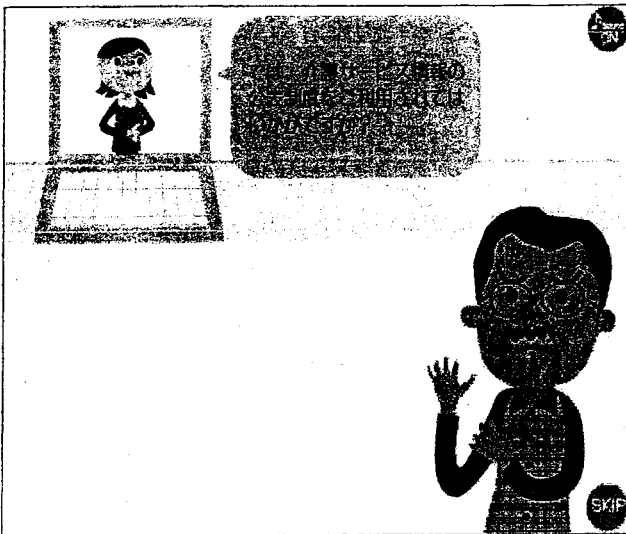
8



11

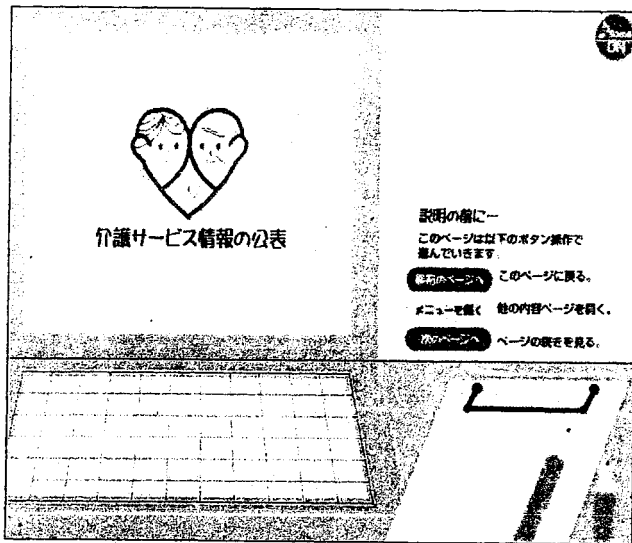


9

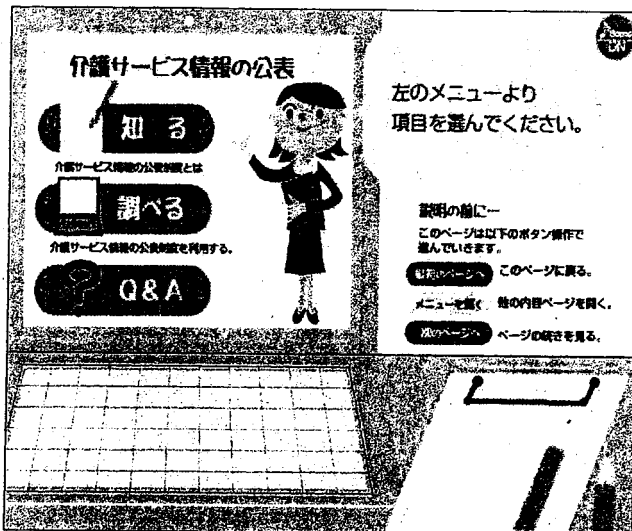


1. TOPページ（オープニングトーク）

12



13



1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-1. コンテンツ①-1「しくみ」

14

介護サービス情報の公表制度とは

ここでは、介護サービス情報の公表制度について、その概要を解説します。

17

しくみ

これにより、それぞれの事業所が提供するサービスの内容や運営状況などを、誰でも簡単にホームページで知ることができるようになりました。

15

しくみ

介護サービス情報の公表制度というのは、どのような制度なんですか？

18

しくみ

インターネットに接続できるパソコンがあれば、

16

しくみ

はい、一口でいいますと、日本全国の介護サービス事業所の情報を、インターネットを通じて公表するしくみです。

19

しくみ

いつでもどこでも調べることができる、というわけですね。

1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-1. コンテンツ①-1「しくみ」

20

しくみ

私のパソコンでも大丈夫ですか？

23

しくみ

決定

介護情報 福祉情報

日本全国11万ヶ所を超える介護サービス事業所の情報が公表されています。

現在、日本全国11万ヶ所を超える事業所の情報が公表されています。

21

しくみ

介護情報 福祉情報

都道府県または指定情報公表センターのホームページから

もちろんです。都道府県や指定情報公表センターのホームページから、利用者自身、あるいは家族が、公表されている情報を比較・検討して、

24

しくみ

情報の信頼性はどうかうんでしょう？

22

しくみ

決定

介護情報 福祉情報

より適切な事業所を選択

より適切な事業所を選ぶことができますようになりました。

25

しくみ

法律

介護保険法の規定にもとづく共通項目で情報を公表

実施主体は都道府県または指定機関

ご安心ください。この制度によって公表される情報は、介護保険法の規定にもとづくもので、実施主体も、都道府県やその指定機関となっています。

1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-1. コンテンツ①-1「しぐみ」

26



1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-2. コンテンツ①-2「目的」

27

目的

どうしてこのような制度ができたんですか？

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

30

目的

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択
- 利用者が介護サービスや事業所を比較検討して、適切に選ぶための情報を提供

そうです。
[利用者本位] [高齢者の自立支援]
[利用者による選択] です。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

28

目的

介護サービス情報の公表制度の基本的役割
介護保険制度の基本理念

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択 (自己決定)

現実のサービス利用場面での実現が必要

介護サービス情報の公表

はい。介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度の基本理念を、現実のサービス利用場面で実現することを支援するために創設されたんです。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

31

目的

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択
- 利用者が介護サービスや事業所を比較検討して、適切に選ぶための情報を提供

介護サービス情報を公表する目的は、利用者が介護サービスなどを適切に選ぶための、情報を提供するしくみをつくることにあります。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

29

目的

介護サービス情報の公表制度の基本的役割
介護保険制度の基本理念

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択 (自己決定)

現実のサービス利用場面での実現が必要

介護サービス情報の公表

介護保険制度の基本理念ですか？

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

32

目的

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択
- 利用者が介護サービスや事業所を比較検討して、適切に選ぶための情報を提供

なるほど。介護サービスは適切に利用しないと、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-2. コンテンツ①-2「目的」

33

目的

- * 利用者本人
- * 高齢者の自立支援
- * 利用者による選択
- * 利用者か介護サービスや事業所を比較・検討して、適切に選ぶための情報を提供

利用者の心身機能がかえって低下するといわれていますよね。

36

目的

- * 利用者か介護サービス提供を事前に提供する環境を整備
- * 事業所ごとのサービス内容などを公平・公正に公表
- * (利用者)より適切な事業所を選ぶことができる

利用者が自立した生活を営むうえで、より適切な事業所を選ぶことのできる環境も必要です。

34

目的

- * 利用者か介護サービス情報を事前に提供する環境を整備
- * 事業所ごとのサービス内容などを公平・公正に公表
- * (利用者)より適切な事業所を選ぶことができる

はい。そのため、利用者か介護サービス情報を、事前に提供する環境整備が求められています。

37

目的

- * (事業所)取組みを利用者に知ってもらうことができる
- * (介護サービス情報の公表制度)利用者か事業所との双方に必要な情報提供のしくみ

こうした環境を整えることで、事業所にとっても、各自の取組みを利用者に知ってもらうことができます。

35

目的

- * 利用者か介護サービス情報を事前に提供する環境を整備
- * 事業所ごとのサービス内容などを公平・公正に公表
- * (利用者)より適切な事業所を選ぶことができる

さらには事業所ごとのサービス内容などを、公平・公正に公表し、

38

目的

- * (事業所)取組みを利用者に知ってもらうことができる
- * (介護サービス情報の公表制度)利用者か事業所との双方に必要な情報提供のしくみ

このような背景から、介護サービス情報の公表制度は、利用者か事業所との双方に必要な情報提供のしくみとして生まれたんです。

1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-3. コンテンツ①-3「しくみ」

39

特徴

介護サービス情報を利用することで、どのようなメリットがあるんですか？

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

42

特徴

サービス利用の相談がしやすくなるというメリットがあります。

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

40

特徴

はい。この制度では、事業所の規模にかかわらず、公平・公正な情報が提供されています。

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

43

特徴

また、公表されている情報と事実を比較して、利用しているサービスの妥当性をいつでも確認することができます。

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

41

特徴

それらの情報をインターネットのホームページから、誰でも自由に閲覧し、比較・検討できるだけでなく、家族をはじめ、介護支援専門員などと同じ情報を共有できるので、

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

44

特徴

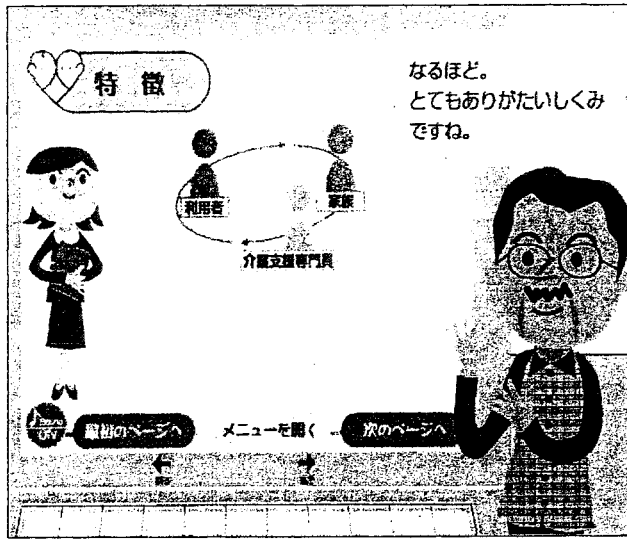
もし事業所や施設のサービスが情報と異なる場合は、都道府県に相談してください。

最初のページへ | メニューを開く | 次のページへ

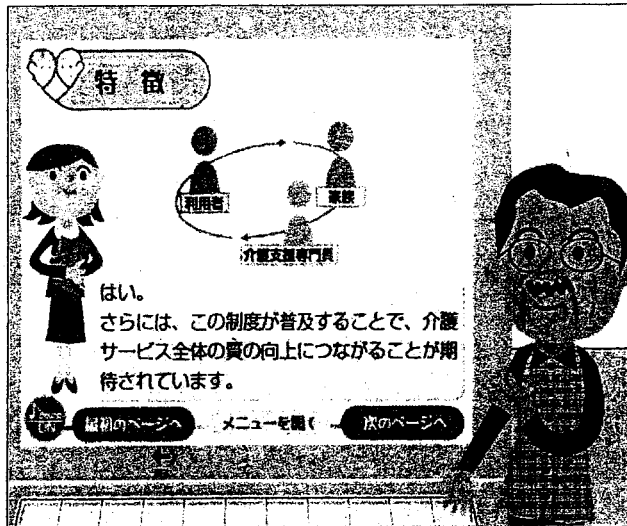
1-1. サブメニュー①「知る」介護サービス情報の公表制度とは

1-1-3. コンテンツ①-3「しくみ」

45



46



1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する

1-2-1. コンテンツ②-1「提供される情報」

47

介護サービス情報の公表制度を利用する

介護サービス情報の公表制度について、利用方法を解説します。

最初のページへ

50

提供される情報

介護サービスの内容や運営状況に関し、介護保険法の規定にもとづいて公表

大きくわけて、基本情報と調査情報があります。

最初のページへ

メニューを開く

次のページへ

48

提供される情報

公表されている介護サービス情報の内容は、どのようなものですか？

最初のページへ

メニューを開く

次のページへ

51

提供される情報

基本情報と調査情報ですか…どう違うんですか？

介護サービスの内容や運営状況に関し、介護保険法の規定にもとづいて公表

最初のページへ

メニューを開く

次のページへ

49

提供される情報

介護サービスの内容や運営状況に関し、介護保険法の規定にもとづいて公表

はい、それは事業所のサービス内容や運営状況に関するもので、介護保険法の規定にもとづいて公表されていますが、

最初のページへ

メニューを開く

次のページへ

52

介護サービス情報公表センター
介護サービス情報を公表

都道府県または指定情報公表センター
C中立性・公平性の確保
C情報の公開性の確保

基本情報

調査情報

介護保険の事業者および施設

基本情報とは、事業所が年1回、都道府県または指定情報公表センターに報告するもので、

最初のページへ

メニューを開く

次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-1. コンテンツ②-1「提供される情報」

53

東京都または指定情報公表センター
介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
○中立性・公平性の確保
○調査の均質性の確保

報告年1回程度

介護保険の事業者および施設

職員体制やサービス提供時間、設備、利用料金など、基本的な事実情報をそのまま公表するものです。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

56

東京都または指定情報公表センター
介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
○中立性・公平性の確保
○調査の均質性の確保

報告年1回程度

介護保険の事業者および施設

客観的な調査を実施した情報になります。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

54

東京都または指定情報公表センター
介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
○中立性・公平性の確保
○調査の均質性の確保

報告年1回程度

介護保険の事業者および施設

調査情報とは、都道府県または指定調査機関が年1回、事業者が報告した情報の事実確認を行ったあとに

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

57

提供される情報

東京都または指定情報公表センター
介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
○中立性・公平性の確保
○調査の均質性の確保

報告年1回程度

介護保険の事業者および施設

なるほど。利用者や家族が、最も適した事業所を選ぶために、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

55

東京都または指定情報公表センター
介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
○中立性・公平性の確保
○調査の均質性の確保

報告年1回程度

介護保険の事業者および施設

公表するもので、介護サービスに関するマニュアルやサービス提供内容の記録管理の有無など、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

58

提供される情報

東京都または指定情報公表センター
介護サービス情報を公表

都道府県または指定調査機関
○中立性・公平性の確保
○調査の均質性の確保

報告年1回程度

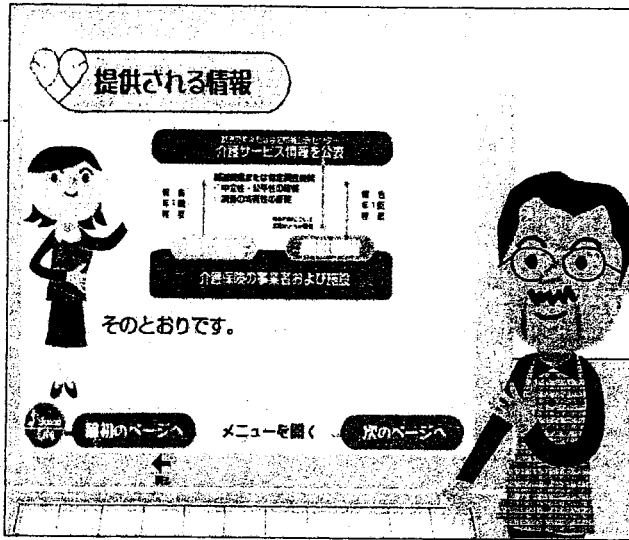
介護保険の事業者および施設

必要な情報が提供されているんですね。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する
1-2-1. コンテンツ②-1「提供される情報」

59



1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2. コンテンツ②-2 「利用方法」

60

利用方法

さっそく利用したいんですが、どのようにしたらいいんですか？

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

63

はい。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

61

利用方法

全国介護サービス情報公表サイト一覧
 社団法人シルバーサービス振興会介護サービス情報公表支援センター

はい。
 各都道府県の「介護サービス情報公表システム」へは、「全国介護サービス情報公表サイト一覧」から進むことができます。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

64

すると、選んだ都道府県の「介護サービス情報公表システム」のホームページになります。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

62

では、どれか選んでクリックしてください。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

65

ここでは介護サービスの種類で検索する方法と、住所で検索する方法の、二通りあります。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2. コンテンツ②-2「利用方法」

66

検索条件を絞り込む
検索条件を絞り込む
検索条件を絞り込む
検索条件を絞り込む

また、キーワードで検索したり、より詳しい条件で検索することもできます。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

69

事業所の件数が表示されました。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

67

住所で検索する場合、市区町村をチェックして、【検索する】をクリックします。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

70

件数が多すぎる場合は、さらに条件を加えて、検索結果を絞り込むこともできます。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

68

住所で検索する場合、市区町村をチェックして、【検索する】をクリックします。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

71

よろしければ「一覧を表示する」をクリックしてください。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2. コンテンツ②-2「利用方法」

72

一覧が表示されました。

75

なるほど。ここで基本情報と調査情報を見ることができそうですね。

73

このなかから各事業所の欄にある『詳細を表示する』をクリックすると、

76

なお、候補となる事業所が見つかったら、『しおりを付ける』をクリックしてください。

74

詳しい情報をご覧になることができます。

77

こうして『しおり』をつけた事業所は、『しおり付き事業所一覧』のページに、

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-2. コンテンツ②-2「利用方法」

78

自動的に抽出されるしくみになっています。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

81

【しおりを付ける/はずす】をクリックします。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

79

この操作は「対象事業所一覧」のページからでも可能です。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

82

さらに「しおり付き事業所一覧」のページで選んだ事業所のなかから、

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

80

この場合、各事業所の「しおり」の部分をチェックしてから、

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

83

同じ種類の介護サービスであれば、3件まで画面上に並べてサービス内容などを

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

**1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する
1-2-2 コンテンツ②-2 「利用方法」**

84

比較することができます。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

87

または市町村の介護保険担当課などに相談するといいですね。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

85

なるほど。これはわかりやすい！

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

88

そうですね。

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

86

ご自分でインターネットやパソコンの操作ができない場合は、家族や介護支援専門員、

← 最初のページへ メニューを開く 次のページへ →

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する
1-2-3. コンテンツ②-3「対象となる介護サービス」

89

対象となる主な介護サービス

この制度で、公表の対象となる介護サービスには、どのようなものがあるんですか？

施設サービス	訪問サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

92

対象となる主な介護サービス

35サービスになります。

施設サービス	訪問サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

90

対象となる主な介護サービス

施設サービス	訪問サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

はい。
介護サービス情報の公表制度がスタートした

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

93

対象となる主な介護サービス

なるほど。介護サービスには、たくさんの種類があるんですね。

施設サービス	訪問サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

91

対象となる主な介護サービス

施設サービス	訪問サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

平成18年4月から順次追加されていますが、平成20年度からの施行分は、

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

94

対象となる主な介護サービス

施設サービス	訪問サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 訪問介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

平成21年4月からは、さらに16サービスが追加される予定です。

最初のページへ メニューを開く 次のページへ

1-2. サブメニュー②調べる」介護サービス情報の公表制度を利用する 1-2-3. コンテンツ②-3「対象となる介護サービス」

95

対象となる主な介護サービス

そうすると、ほとんどの介護サービスがインターネットのホームページで検索できるようになるんですね。

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

[最初のページへ](#) [メニューを開く](#) [次のページへ](#)

96

対象となる主な介護サービス

そうです。
日本全国11万カ所を超える事業所のなかから、

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

[最初のページへ](#) [メニューを開く](#) [次のページへ](#)

97

対象となる主な介護サービス

利用者にとって、より適切な介護サービスや事業所を探し出すことができます。

施設サービス	在宅サービス
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 (デイサービス) 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 (ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)

[最初のページへ](#) [メニューを開く](#) [次のページへ](#)

1-3. サブメニュー③「Q&A」
1-3-1. コンテンツ③-1「Q&A」

98

Q&A

ここでは、よくあるお問い合わせと、それに対する回答をご紹介します。

Q1 情報を公表するねらいは何ですか？


Q2 公表された情報の責任主体は誰にありますか？

Q3 対象はありますか？

Q4 調査対象となる事業所の選定基準は？

Q5 調査はどのような方法で行われるのですか？

目録のページへ



100

Q&A

Q3 法規制はありますか？

A3 介護サービス情報の公表は、介護保険法第115条の29にもとづいて、全国一律に実施される制度です。調査を受けることは事業者の義務として定められており、虚偽の報告、又は調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、指定又は許可の取り消しをすることができるという罰則規定も付されています。

目録のページへ

メニューを開く

次のページへ

99

Q&A

Q1 情報を公表するねらいは何ですか？

A 利用者が介護サービス事業所を比較・検討し、選択するための判断材料を提供することがねらいです。事業所の評価、格付け、画一化などを目的とするものではありません。また、調査員が改選指導などを行うこともありません。

目録のページへ

メニューを開く

次のページへ

101

Q&A

Q4 調査対象となる事業所の選定基準は？

A 介護サービスの対価として支払いを受けた金額が、利用者負担分も含めて、過去1年間で100万円を超える事業所が対象となり、調査は提供サービスごとに行われます。なお、新規に指定された事業所については、基本情報のみの報告と公表が義務づけられています。

目録のページへ

メニューを開く

次のページへ

100

Q&A

Q2 公表された情報の責任主体は誰にありますか？

A 責任主体は、調査員や都道府県ではなく、各事業所にあります。また、公表された内容の評価するのは、調査員や都道府県ではなく、閲覧した利用者本人となります。

目録のページへ

メニューを開く

次のページへ

102

Q&A

Q5 調査はどのような方法で行われるのですか？

A 調査は、都道府県または指定調査機関より、省令で定められた研修を受けた調査員が、2名以上で事業所を訪問し、代表者との面接などによる方法で事実確認を行います。この調査は、特定の事業所に偏ることなく、公平・公正に実施されます。

目録のページへ

メニューを開く